

注 意 事 項

- 15歳未満の者及び成年被後見人は登録を受けることはできません。
- この申請は本人が自ら手続きをしなければなりません。疾病その他やむを得ない理由により、代理人により申請する場合は、本人が自署及び押印委任の旨を証する書面（委任状）が必要です。
- 本人自ら申請する場合、官公署の発行した免許証、許可証若しくは身分証明書で、写真を貼付してあるもの（写真に浮出しプレス、せん孔、公印等による証印のあるもの又は運転免許証のように特殊加工してあるものに限る。）又は、保証書を持参したときは、即日登録ができます。
- 保証書には、保証人欄に保証人の署名及び押印が必要です。保証人は、阿賀町ですでに印鑑登録を受けていなければなりません。
- 代理人により申請する場合、及び本人が自ら申請しても上記免許証等の持参がない場合は、照会書を発送しますので、即日登録はできません。回答書は20日以内に本人が持参してください。代理人が来られる場合は、本人が自署及び押印した委任の旨を証する書面が必要です。
- ゴム印、既製印等登録できない印鑑がありますのでご注意願います。